

「富山で働こう」拡散展開就職支援セミナー業務委託仕様書

1 委託事業の名称

「富山で働こう」拡散展開就職支援セミナー業務

2 委託事業の目的

本県ではこれまで、新卒学生を主な対象として雇用施策に取り組んできた。しかし、就職活動の選択肢が多様化する中で、これまで十分に対象としてこなかった社会人層にも企業PRや情報発信を行い、富山県内企業で働くことへの関心を高める必要がある。

この課題を踏まえ、令和7年度には「富山で働こう」キャンペーン事業を実施し、主に県外で働く20代後半～50代の「即戦力人材」をターゲットに、富山県企業への就職を積極的にプロモーションしたところ。

今年度（令和8年度）は、前年度のプロモーションで富山での就職・転職に興味を持った転職希望者と県内企業が交流することができる機会を創出し、「富山県で働く」という新たな選択肢をより具体的に検討することができる場を提供することを目的とする。

3 委託業務の期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

UIJ ターン転職希望者を対象に、移住・転職に関する知識提供講座と県内企業担当者との交流イベント（以下「セミナー」という）をオンラインで開催する。

(1) 開催時期

令和8年10～11月（1回目）

令和9年1～2月（2回目）

※ 事業の目的を踏まえ、転職希望者が参加するため効果的な日程があれば、提案すること。

(2) 開催形式

オンライン（Zoom等）

(3) 対象者

・ 主な対象者は以下のとおり。ただし、その他属性の参加も可能とします。

地域	県外在住者
年代	特に20代後半～50代
人物像	・ 入社後すぐに業務に貢献できる人材「即戦力人材」 ・ 都会での生活や現職での働き方に疲弊し、転職を考えている方 ・ 都会での生活を離れ、より良い生活環境や教育環境などを求めている方

・ 参加目標：各回100名程度

(4) 参加企業

・ 各回50社程度

・ 参加企業は「就活ラインとやま」に登録された企業の中から公募の上、決定する。

※ 企業参加は、「就活ラインとやま」に登録済み、または参加決定までに登録を完了することを前提とする。

※ 募集後の選考・調整を経て、最終的な参加可否は県が決定するものとし、決定内容については県から各応募企業へ通知する。

(5) 実施内容

① UIJ 転職希望者向け講義プログラム

UIJ ターンを検討する転職希望者が、富山県での暮らしとキャリアを具体的にイメージできるような講義プログラムを実施する。

<講義テーマ例>

- ・ UIJ 転職の全体像
- ・ 地域研究とマッチング手法
- ・ 住環境・ライフスタイル設計

② 転職希望者と県内企業担当者との座談会

求人情報だけでは把握しづらい仕事内容や富山県での働き方・暮らし方について、求職者と企業担当者が双方向に理解を深められる場として座談会を実施する。

<実施例>

- ・ オンライン会議システムのブレイクアウトルーム機能を利用
- ・ 1 ルーム=参加企業 1 社+求職者複数名
- ・ 15 分×4 タームのローテーション方式

※ ①②については、委託事業の目的を踏まえたうえ、効果的な内容による講座の実施及び対象者と企業担当者が効果的に交流できる内容を提案すること。

③ 対象者・参加企業の募集に関すること

- ・ 対象者 (UIJ ターン転職希望者) へのとりまとめ・連絡に関すること。
(対象者の募集は、県が別途実施する SNS 広告 (Meta (Instagram))、就活ラインとやまのメルマガ・公式 LINE、その他県外在住者が登録するオンラインコミュニティ等で実施する。)
- ・ 参加企業への周知・募集告知計画
(手段は就活ラインとやまや県の広報媒体等によるものを主とする。)

※ 上記以外にも有効と思われる周知・募集手法がある場合は、予算の範囲内で任意に提案して差し支えない。

④ その他業務

- ・ 委託業務事項等に係る支払いに関すること
- ・ 参加者に対するアンケートの作成・実施・取りまとめ等

※アンケート項目については、県と調整のうえ決定すること

- ・ 仕様書記載の業務に加え、プロポーザルにおいて自主提案した企画に係る業務

5 その他

(1) この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。

(2) 仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。

(3) 事業委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。

- (4) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、受託企業と県が必要に応じて協議するものとする。